

## 国会への新しいサービスに向けて

国立国会図書館長

長尾 真



新年明けましておめでとうございます。

昭和23年2月に制定された国立国会図書館法にもとづいて設立されました国立国会図書館は、本年、60周年を迎えます。これを契機として当館は、新しい目標を掲げて進むことにいたしました。それらは、次の7項目からなっております（詳細は、『国立国会図書館月報』平成20年1月号をご参照いただきたく存じます）。

- (1) 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。
- (2) 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。
- (3) 利用者が求める情報への的確なアクセスまたは案内をできるようにします。
- (4) 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。
- (5) 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。
- (6) 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。
- (7) 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。

国立国会図書館の第一義的任務が、国会に対するサービスであることは言うまでもありません。最近では、電子的に多様なものを提供しておりますので、以下では、国会に対する電子的な形でのサービスを中心に述べさせていただきます。

国会向けの情報提供ホームページである「調査の窓」のトップページを見ていただくと分かりますように、まず「立法情報ライブラリ」があります。その内容は、「国政の論点」、『レファレンス』、『調査と情報—ISSUE BRIEF—』、『外国の立法』、『調査資料』等に分かれております。

「国政の論点」は、国政課題をA4一枚程度に簡潔にまとめた電子ファイル（各種参考資料へのリンク付）であります。「ISSUE BRIEF」という名称で親しまれている

『調査と情報』は、国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた小冊子で、短時間に課題の問題点等を把握することができます。このほか、国政課題の経緯、論点や関連の外国事情等に関する論文を掲載した月刊誌『レファレンス』、諸外国の立法動向の解説、関係法令の翻訳等を内容とする『外国の立法』（季刊誌と月刊版）、特定のテーマに関する調査報告・資料集である『調査資料』等もあります。『新編 靖国神社問題資料集』や『総合調査報告書 拡大EU—機構・政策・課題』は、ここで読むことができます。

次にあるのが当館作成のデータベースですが、国会会議録検索システム、帝国議会議録検索システム、日本法令索引データベース（〔明治前期編〕を含む）のほか、タイトルや著者名から国立国会図書館の所蔵資料（雑誌記事索引を含む）を検索したり、申し込みができるNDL-OPACがご利用いただけます。

「調査の窓」には、このほか、議会官庁資料室、議員閲覧室・研究室、国会分館（議事堂内）の利用案内等も掲載されています。

国会活動に役立つと思われるこれらの多様な情報やデータベース、各種案内は、デジタル的にパソコンの上でも、またそれをプリント出力しても読むことができますので、是非ご活用いただきたいと存じます。

さて、私どもは、平成18年2月に「国会サービスの指針」を策定し、この指針にしたがって活動を充実させてまいりました。この指針は、2つの目標を持っております。1つは、「立法府のブレン」としての機能であり、もう1つは、「議員のための情報センター」としての役目を果たすこととあります。後者の機能を強化するために、情報センター機能の最前線である国立国会図書館国会分館（議事堂内図書館）を、平成19年度に、本館の調査及び立法考査局に統合し、国会内でのサービスをより良いものとする努力をしております。

これまでも、国会議員の皆様方の種々のご要望にこたえるべく、調査依頼への回答、調査報告書の内容等を充実させるとともに、自発的に行う調査にも力を入れてまいりました。昨年は特に総合調査に力を入れ、その結果の概要説明会を議員、議員秘書の皆様に対してその都度行いました。また「テロ特措法」や「地方の活性化に向けた税財政改革」といったホットな課題についても報告書をまとめ、説明会（政策セミナー）を行いました。特に「テロ特措法」の説明会には、多くの議員の皆様方や議員秘書の方々にご参加いただきました。

今後とも立法府のためのブレンとして、こういった時宜を得た調査報告と丁寧な説明を続けていきたいと考えております。外部の研究者と共同で行う国内共同調査や国際共同調査についても、より充実したものにするつもりであります。

最近では、年間4万5千件以上の調査依頼が国会議員の皆様方から寄せられており、これを約120名の専門スタッフで調査回答しておりますが、その努力が限界に近づいていることはいなめません。しかし調査の質をおとすことはできませんので、情報検索機能を改善するとともに調査結果の電子的提供など、種々の工夫を行っているところであります。これからも、議員の皆様方のためのブレンとしての機能と情報センターとしての機能を、さらにより良くはたす存在になっていくべく努力する所存であります。

本年は、こういったことをより充実させていくとともに、国会向けの情報提供ホームページである「調査の窓」を、次のような形で新しくしていくことを計画しております。

まず、国会会議録や法令索引などのデータベース、当館所蔵資料の検索システムであるNDL-OPAC、近代デジタルライブラリーを、横断的に検索できる機能を新設します。また、我々が作成します論文や報告、記事などを議員の皆様方に自動配信するとともに、これらについて評価していただく機能をもうけます。

議員の皆様方からの調査申込みについても、調査の受付け状況の表示サービスや調査回答に対して、議員の皆様が評価できる機能をもうけます。また、調査結果をとりまとめた調査報告書を電子的に提供し、保存していただける機能の新設などを行います。議員会館の事務室から外部の有料データベースにアクセスできる機能も実現する予定であります。

以上のように、国立国会図書館は、調査及び立法考査局を中心に国会議員の皆様方に多様なサービスを行なっております。大いにご利用いただきますようご案内申し上げます。